



代官山人好き人のための第3回代スキ会定例会は「ステキなまちづくりフォーラム」のお誘いです！

# 景観法

できたて！

の生みの親

## 松田一郎氏

(国土交通省都市・地域整備局審議官)が  
(代官山アドレス管理組合副理事長)

ポイント！ 「景観法と代官山と私」 を語る！

8月21日(土)午後3時から  
参加費無料ふるってご参加ください。

### 【参加申込方法】

参加を希望される方は、FAX  
(ICA 03-3461-6576) にて、次  
の記載事項を明記の上、事前の  
参加申込をお願いします。

#### -記載事項-

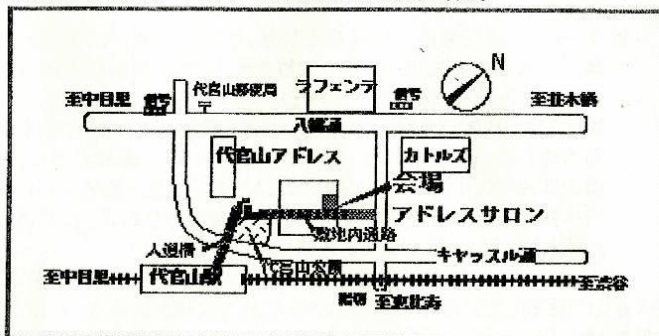
「8/21(土)参加申込」とご明記  
の上

お名前：  
ご年齢：  
ご住所：  
参加人数：  
ご職業：  
お勤め先会社・団体名：  
TEL：  
FAX：  
E-mailアドレス：

### 会場：代官山アドレス内 アドレスサロン

住所：渋谷区代官山町 代官山アドレス内

- ① 代官山駅からの行き方。代官山駅横から代官山アドレスへの釣り橋風の人道橋を渡る。
- ② 1フロア下がりタペルト入り口を左手に見ながら建物の沿って歩く。
- ③ すると渋谷区スポーツプラザの入口を右手に見、トンネルのような抜け道を抜ける。
- ④ トンネルを抜けるとアドレスの南東側(東横線の踏切り)や、ラ・カシエタのある側に出るのですが、トンネルを抜ける手前の左手に緑に囲まれた一角があります。そこがアドレスサロンの入口です。



### 景観法ってなあに？

景観法は、良好な景観を「国民共通の資産」として位置づけた初めての基本法です。一定のNPOが、都道府県などの策定する「景観計画」に提案することが可能になります。市区町村が重点的に「景観地区」に指定する場合には、その地域の建物の色・デザイン・高さなどが指定でき、開発行為をする場合には市町村長の認定を得なければ工事の着工そのものができなくなります。また違反した場合の罰則規定は、設計・施工業者のみならず下請け業者にまで適用されるようになります。その他、住民による屋外広告物の除去がやりやすくなった、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、景観計画区域内の土地所有者が自治体などに土地を譲渡した場合の所得税・法人税の最高1500万円の特別控除措置など総合的な法律(ことし6月11日に参議院を通過し18日に成立し、来年施行を控えた新しい法律)です。

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/keikan/index.htm> より

【お問合せ先】代官山ステキな街づくり協議会事務局 03-3451-6575 (ICA デザイン研究室 石原)  
E-mail [daisuki@daikanyama.ne.jp](mailto:daisuki@daikanyama.ne.jp)  
代スキ会ホームページ <http://www.daikanyama.ne.jp/machi/>